

令和2年11月26日(木)
「官公需確保対策地方推進協議会」

千葉県中小企業団体中央会の 官公需関連事業について

千葉県中小企業団体中央会

千葉県中小企業団体中央会の官公需関連事業（令和元年度実績）

I. 官公需普及促進懇談会（千葉県補助事業）

中小企業が直面している官公需受注に係る問題点や解決方法を検討し、官公需受注機会の増大を図るため、年2回懇談会を実施しています。

【令和元年度実施内容】

開催年月日	テーマ	参加人数
R1.9.25	講演 「官公需受注（共同事業）に向けての取組みと組合の役割」 懇談 「官公需受注に向けた組合活動について」	16名
R2.1.15	講演①「国における官公需施策について」 ②「千葉県における官公需施策について」 ③「神奈川県 官公需適格組合の事例 ～付加価値向上による官公庁への提案型受注～」	40名

II. 官公需総合相談センター

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づいて、全国の中小企業団体中央会に設置し、官公需に関する中小企業者等からの相談対応、官公需に関連する情報の収集・提供を行っています。

【令和元年度相談実績（千葉県中央会分）】

年 月	相談者数			相談件数
	うち組合関係（組合員企業含む）	うち組合以外の一般企業	その他（発注機関等）	
平成31年4月	1	1	0	1
平成31年5月	3	2	1	3
令和元年6月	5	4	0	5
令和元年7月	3	3	0	3
令和元年8月	4	4	0	4
令和元年9月	5	5	0	5
令和元年10月	3	3	0	3
令和元年11月	2	2	0	2
令和元年12月	5	5	0	5
令和2年1月	8	8	0	8
令和2年2月	7	7	0	7
令和2年3月	6	6	0	6
合 計	52	50	1	52

Ⅲ. 官公需適格組合の証明

新規組合 1 組合

継続組合 1 2 組合（物品 3 組合、役務 8 組合、工事 1 組合）※令和元年度実績

Ⅳ. 千葉県官公需適格組合受注促進協議会

千葉県内に事務所を有する官公需適格組合又は官公需適格組合になろうとする組合により構成された団体です。

(1) 会員数 2 2 組合（適格組合 2 1 組合、一般組合 1 組合）※令和 2 年 3 月 3 1 日時点

(2) 会議の開催の概要

●第 3 5 回通常総会 令和元年 6 月 1 7 日（月）

●役員会・監事会 平成 3 1 年 4 月 2 3 日（火）

(3) 千葉県及び千葉県市長会・千葉県町村会への陳情

（官公需適格組合等の受注機会の増大に関する要望）

令和元年 1 1 月 1 8 日（月）

(4) 研修事業（講演会）

令和元年 6 月 1 7 日（月）

(5) 関係機関との連絡・協調

●関東経済産業局

●千葉県中小企業団体中央会

●全国官公需適格組合協議会

※全国官公需適格組合協議会…各都道府県の官公需適格組合協議会などにより構成された団体です。

Ⅴ. 千葉県中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された特別認可法人で、各都道府県に一つの中央会と全国中小企業団体中央会により構成されています。

中央会の主な目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことにあります。

中央会では、組合等の設立や運営の指導・支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業組織の形成支援などのほか、金融・税制や労働問題など中小企業の様々な経営問題についても相談に応じています。

また、組合等のために各種助成事業による支援を行っていますが、その経費の一部については国と地方公共団体から補助を受けていることから、国や都道府県の中小企業担当部課と十分連絡をとりながら事業を進めています。

なお、千葉県中央会では、以下の事業を実施しています。

●経済対策の強力な推進

●組合等への指導・支援機能の強化

●大学・企業・組合間のコーディネート機能の強化

●異業種も含めた企業連携グループの育成を通じたの新事業創出支援

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（平成 3 0 年度補正）

- ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業（フォローアップ事業）
 - ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（令和元年度補正）
 - 中小企業のIT活用支援
 - 雇用・労働関係事業の推進
 - 人材育成への支援
 - 中小商業・サービス業等の活性化支援
 - 官公需受注確保対策の推進**
 - 中小企業・組合運動及び広報活動の強力な推進並びに組合等の表彰
 - 共済事業の加入促進
 - 中小企業団体千葉県新春交流会の開催
- ※詳細は、千葉県中央会HP（<http://www.chuokai-chiba.or.jp>）をご覧ください。

VI. 中小企業組合の概要

中小企業は、大企業に比べて規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決困難な場合が多々あります。そこで、組合組織を活用して不足している経営資源を補うことにより、組合員の経営安定・基盤強化への寄与、新たな分野への挑戦、業界全体の改善発達、要望・意見等の実現等の効果が期待できます。

組合組織は様々な種類がありますが、官公需適格組合として代表的なものとして、以下の組合組織があります。

●事業協同組合

中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことによって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合です。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されています。

●企業組合

個人事業者や勤労者などが4人以上集まり、それぞれの資本と労働を組合に集約し、あたかも一つの企業体となって事業活動を行う組合です。他の中小企業組合と異なり、事業者に限らず勤労者や主婦、学生なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や安定した自らの働く場を確保するのに適しています。

●協業組合

組合員になろうとする中小企業者が、従来から営んでいた事業の全部又は一部を組合に統合し、経営規模の適正化、技術水準の向上、設備や経営の近代化・合理化を進め、生産・販売能力の向上などを図ろうとする組合です。

●商工組合

業界全体の改善・発達を図ることを主目的に同業者によって設立される組合です。業界を代表する同業組合的性格を有していることから、設立に当たっては、組合の地区は原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならないこと等の設立要件があります。

地元の中小企業者へ官公需発注を!!

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）が制定されています。平成27年には同法が改正され、以下の項目が規定されました。

①新規中小企業者への配慮、②中小機構における新規中小企業者等の受注の機会の増大を図るための情報提供業務等。官公需法では、中小企業者に官公需の受注機会をできるだけ多く与えるために国が講じるべき措置等について、次のように具体的に定めています。（一部省略）

- ①国等は中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。この場合においては、**新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。**（第3条）
- ②国は毎年度「国等の契約の基本方針」を作成し、閣議決定し、公表しなければならない。（第4条）
- ③各省大臣等は毎年度契約実績の概要を経済産業大臣に通知し、経済産業大臣はその内容を公表する。（第6条）
- ④経済産業大臣等は、国に準じた施策を講じるように努めなければならない。（第7条）
- ⑤**地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために施策を講じるように努めなければならないこと**（第8条）などです。

国はこの法律に基づいて「**中小企業者に関する国等の契約の方針**」を毎年閣議決定しています。令和元年度「国等の契約の方針」における「中小企業者の受注機会の増大のための主な措置」のポイントは以下の通りです。

- ①東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮
- ②平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮
- ③官公需情報の提供の徹底
- ④中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫
- ⑤中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- ⑥ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進
- ⑦地方公共団体への協力依頼

更に、千葉県においても「**中小企業者に対する県の官公需契約の方針**」を定め、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じています。以下、千葉県の中小企業者の受注機会の増大のための措置の概要です。

- ①地域の中小企業者の活用等、②分離・分割発注の推進、
- ③早期施行に向けた取組及び適正な納期・工期の設定、④適正価格による発注、
- ⑤随意契約制度の活用、⑥情報提供の促進、⑦官公需適格組合等の活用、
- ⑧競争契約における受注機会の増大、⑨中小企業者への説明の徹底、
- ⑩銘柄指定の廃止、⑪技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大、
- ⑫調達手続の簡素・合理化、⑬中小企業者の自主的努力の助長

官公需適格組合の活用

官公需法第3条において、「国等は、…国等が対価の支払をすべきものを締結するに当っては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合においては、**新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。**」と定めています。

また、中小企業者に関する国等の契約の方針においては、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めており、さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例の活用」、官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表等を行うこととしているほか、「**国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める**」ことも盛り込まれています。

また、事業協同組合をはじめとする各種の組合は法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度上確保されています。

さらに、一定の場合には、認可行政庁である国や都道府県が指導監督できるなど信頼性の高い法人であることも、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

官公需適格組合の証明基準

■物品・役務関係組合の証明基準

- イ、組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ロ、官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ハ、事務局常勤役職員が1名以上いること
- ニ、共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ホ、共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ヘ、検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ト、組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること
- チ、経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと

■工事関係組合の証明基準

上記の基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。

- リ、共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実績があること
- 又、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち1名以上が技術職員であること。これら以外の工事を請け負おうとする組合にあっては、事務局常勤役職員が1名以上いること。
- ル、総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

千葉県官公需適格組合受注促進協議会とは

千葉県内に所在する官公需適格組合の受注体制を整備し、受注能力の向上を図るとともに、中小企業官公需に係る諸問題を解決するために必要な事業を行い、もって中小企業及び官公需適格組合の官公需受注の円滑化を図ることを目的として昭和59年12月11日に発足しました。

【活動内容】

1. 情報の収集提供
 - (1)中小企業者に関する国等の契約の基本方針
 - (2)官公需法に関する情報の収集、提供
2. 関係機関との連絡・協調
 - (1)中小企業庁、関東経済産業局との連絡・会議
 - (2)全国中央会、全国官公需適格組合受注確保協議会との連絡・協調
 - (3)千葉県、千葉県中央会との連絡・協調
 - (4)他都県協議会との連絡・協調
3. 会員組合等に対する受注体制の整備強化
 - (1)講習会、懇談会の開催
 - (2)全国研修会への参加
 - (3)官公需適格組合証明取得希望組合への説明会の実施
 - (4)発注者との懇談会の開催
4. 発注官公庁等への陳情
 - (1)千葉県、市町村、千葉県市長会・千葉県町村会に対する陳情



【陳情の様子】

千葉県官公需適格組合受注促進協議会加入のご案内

官公需適格組合制度は昭和42年から実施されている制度で、組合事業等の中で、特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、これを十分に責任をもって実施し得る経営基盤が整備されている組合であることを、中小企業庁が証明する制度です。

- ①官公需適格組合証明について
- ②官公需適格組合証明の取得手続きについて
- ③協議会加入手続きについて

これらのお問い合わせは（ダイヤルイン） TEL: **043-306-3284**
千葉県官公需適格組合受注促進協議会事務局
千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部まで

千葉県官公需適格組合受注促進協議会

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3階

中小企業の官公需施策と 官公需適格組合

官公需適格組合とは？

「官公需適格組合制度」は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明する制度です。この証明を受けている組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で、国が求める様々な基準を満たしています。
なお、令和元年11月時点で、878組合の官公需適格組合があります。

千葉県官公需適格組合受注促進協議会
(千葉県中小企業団体中央会内)